

## 学校法人北里研究所人権侵害防止委員会規程

平成17年12月16日制定

平成20年 4月 1日改正

平成26年 4月 1日改正

平成26年 9月 1日改正

平成28年11月 1日改正

### (設置)

第1条 人権侵害防止宣言並びに人権侵害（ハラスメント）防止のためのガイドライン（指針）に基づき、学校法人北里研究所（以下「本法人」という。）に学校法人北里研究所人権侵害防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (任務)

第2条 委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 人権侵害（ハラスメント）の防止対策に関する情報収集、教育研修、啓発活動、調査調停
- (2) 本法人内外機関との連携および協力等のための連絡、調整
- (3) その他人権侵害（ハラスメント）の防止対策に関する事項

### (構成)

第3条 委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 人事担当常任理事
  - (2) 学事担当常任理事又は副学長 1名
  - (3) 学生指導委員会委員長
  - (4) 健康管理センター長
  - (5) 事務本部長
  - (6) 北里大学病院長が推薦する者 1名
  - (7) 委員長が推薦する者（本法人外有識者を含む） 若干名
- 2 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、前項第1号委員とする。
- 3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に事故あるとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、前任委員の残任期間とする。

### (運営)

第5条 委員会の運営は次により行う。

- (1) 委員長は委員会を統括し、委員会を代表する。
- (2) 委員会は委員長が招集し、議長となる。
- (3) 委員会は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(4) 委員会の議決は出席委員の過半数により、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 委員会は、人権侵害（ハラスメント）防止対策に関する情報収集、教育研修、啓発活動の企画、運営等のために、専門部会を置くことができる。

(調査等)

第7条 委員長は、人権侵害（ハラスメント）が疑われる事案が発生した場合は、当該部門長に対して、速やかに被害者の救済保護を図り、事実関係の調査とその対応を原則として1ヶ月以内に行うよう要請することができる。

2 相談者から委員会に申立てがあった場合、または委員会が調査を必要と判断した場合は、委員会は調査委員会を設置のうえ、調査、調停を行う。

3 調査委員会は、委員会との緊密な連携のもとに事実関係の調査を行い、原則として1ヶ月以内にその結果を委員長に報告するものとする。

(上申)

第8条 委員会が、加害者に対する処分の必要性があると判断したときは、委員長はその旨を理事長に報告する。

2 ただし、重大な法令違反や非行等で、社会に及ぼす影響の著しい事案に関しては、委員会の判断がなくとも、委員長はその旨を理事長に勧告することができる。

(人権相談員)

第9条 学生・職員等からの相談等に対応するため、人権侵害防止相談員（以下「人権相談員」という。）を置く。

2 人権相談員に関する細則は、別に定める。

(秘密保持)

第10条 委員は、関係者のプライバシーの保護を最優先にし、任期中および退任後も知り得た内容について守秘義務を負う。

(事務局)

第11条 委員会の事務は人事部が主管する。

2 必要に応じて、教学センター事務室、健康管理センター、健康管理室が運営に参加する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員会、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程施行をもって北里学園セクシュアル・ハラスメント対策委員会規程（平成12年10月20日制定）を廃止する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。